

〈研究論文〉

構造的社會変動と「女」、「男」二属二分規範下 相互感情の集積的変容との相関性

—イングランド18世紀産業革命期における‘love’の変容の一断面—

瀧 章 次

【要旨】

社会の構造的変動と個々人の感情が集積的に変容することとの間の相関性に、特に、家族や婚姻をめぐる歴史的当事者の意識構造に、関しては、19世紀末エンゲルスはじめ包括的に研究がなされて来たばかりでなく、また、特殊問題として、18世紀後半イングランドにおける産業革命の進展と社会諸集団内の「女」、「男」二属二分規範下相互感情の変容との間の相関性についても研究がなされて来た。本論ではかかる先行研究の一部を批判的に検討した上で、18世紀イングランドの歴史的当事者の‘love’をめぐる理解を主題とする。この当事者理解が、先行研究が論じたように、17世紀ピューリタンの影響下にあったことを追認した上で、その影響史の評価として、ピューリタンこそが産業革命下の倫理的利己主義を、特に、肉体的感覚的欲望の肯定を、招いたという評価に対しては、その論拠となるピューリタンの‘self-love’、‘sensuality’に関する解釈が、その評価の典拠にもなっている同時代ピューリタン資料リチャード・バクスターの倫理体系上の意義に関しては、誤解を含む単純化であることを論ずる。

キーワード： 構造的社會変動、産業革命、イングランド、「女」、「男」二属二分規範、感情の歴史、ピューリタン

1. はじめに—問題の端緒

本論の主題は人間社会における相互協働的社會関係の一形態に関して、特殊歴史的展開を考察するものである。

その社会関係形態とは、典型的には、合一を目標としてその現実化を目指す過程を内実とするものである。典型的な規定であるがゆえに、現実的には、なお、この「合一」について、何をもって参加者が「一」（いつ）となるか、参加者間で、相互に体系的な一致が図られているか、必ず体系的な一致が希求されているか、これらは未規定とする。

その留保の上で、この合一目標現実化過程という社会関係形態は、定式化を試みた如上の

範型を関数と考えれば、その変項たる歴史的文化的諸条件に、時代社会ごとに特定の値が充当される仕方で展相していると言える。

例えば、参与者同類条件や、参与者間先行産子関係条件や、参与者間社会空間的内閉あるいは開放条件や、そのほか「女」、「男」を名称とする二属に二分する条件や、この二属二分条件下さらに二属構成員一对の参与という条件や、さらにこの条件下、身体的有意志的行為を参与方式とする条件などが加わる場合がある。さらには、この二属二分規範下、産子を可能的帰結とする条件が、また、この可能的産子帰結条件下、帰結を参与当事者二属中一属成員に付託する条件や、産子帰結後、参与者一属あるいは両属成員帰属、財・権利等の移譲条件が、加わる場合もある。また同規範下、産子を数量的抽象化に基づく労働、兵、食糧消費の員数産出と、さらには参与者所属上位社会集団への醸出とみなす条件が加わる場合もある。

なお、合一目標現実化という関係態は歴史的文化的に構成されているものであって、地理的歴史的條件や生物学的條件により必然的に一形態が決定されるものではない。

本論の企図は、以上の範型的相互協働的社会関係の歴史的展相を枠組みとし、① その社会関係への関与における歴史的文化的当事者の集团的自己理解、世界理解を検討すること、特にイングランド、18世紀中葉産業革命前後における‘love’をめぐる思考・行動の集团的枠組を検討することである。そして、② 時代を異にする過去像分析者として、自己の没却している規範性をも反照的に相対化することを通じて、最終的には、③ 過去像分析者が生きる当代社会に内蔵する集团的思考・行動枠組常態化機序を批判的に捉え直し、その変革を展望することである。

手続きとして、範型的な記述を行ったが、一般的に流通していると思われる諸術語、日常語、俗語・卑語との相応性について予め提示することによる「わかりやすさ」への便宜は取れて図らない。映像、図像、塑像、文字資料、疑似現実体験は先の範型を明るくするよりも断片化、そしてその弊害として、抽象的固着化を招くばかりで、真実態から遠ざけることになることが本論考における方法論的仮説である。各人の自明性こそ本課題にとっての最も危険な罠と考え、その自明性の回避を狙うところである。従って、この試みに対する正負の諸評価は、自己にとっての自明性を自覚的に越えて行く各人の自己批判過程に係るものと理解する。

この方法論的選択の理由は、後に論ずるように、過去像分析者が過去像記述において関与する諸規範性を無自覚的に陰伏的に導入することが、先行研究ではしばしば生じていることにある。それ故に、本論考が完全に免れていると先取する所ではないけれども、可能な限りそれを回避することを、本論では試みる。

本論の焦点は、相互協働的合一目標現実化関係態が歴史的にどのような展開を遂げ、どのような現代的様相を呈しているかという問題領域中、粗い言述乍ら、西欧近代化過程における、当該関係態と相関する‘love’に関する当事者理解の変容である。

特に個人的先行研究において、筆者は、英語でいうところ‘nature’や‘business’に対す

る歴史的当事者の理解が産業革命期を含む西欧近代化の過程で、多様な様態をとりながら大きく変容することを検討した。¹ もしその検討が妥当であれば、当事者の自己と世界とに関する理解そのものが、西欧近代化過程で、集团的体系的に変容している可能性も推定し得、その体系的変容の下では、英語でいうところ‘love’についての当事者理解も、変容している蓋然性を推及できる。

さしあたり、この蓋然性に可能的に相関する世界史的事象としては、産業構造変動と人口増大との相関に関する統計的知見がある。長期統計推定では、農業から工業への産業構造の変動と並行して、人口増大も生起する。

イングランド人口は、1700年頃、520万人程度に対し、1850年頃、1500万人程度と推計される。²

また、日本人口は、明治始め1870年頃3000万人程度に対し、1930年代には倍になると推計される。³

また世界人口推計では、1800年頃10億人、1950年頃25億人、2019年77億人である。⁴

人口増大要因としては、食糧事情改善を推定できよう。イングランドでは、産業革命に先行して農業革命が生起している。日本でも、食糧事情統計からこの推移は推定できる。⁵

では、食糧事情改善が直ちに人口増大を必然的に帰結するであろうか。統計的巨視的相関としては妥当な推定かもしれない。しかし、社会構造の大規模変動には構成成員における意識構造の集団的变化が介在しないであろうか。本論はさしあたりこのような問いに始まるものである。

2. 方法論的選択について

相互協働的合一目標現実化の一形態について、歴史的社会的構造とその背後にある観念体系について論ずるにあたって、先に言及した通り、私は、分析者に映現する通りそれそのものがそのまま独立に個別に実在するという立場には立たない。自然科学的客観的事実すらも相互連関的にして社会構成過程を経て存立していると考えられる立場である。従って、本来、先行諸研究との精確な対質を厭うものではないけれども、社会学諸論、動物行動学、解剖学、精神分析を含む心理学等の術語による問題設定を安易に導入することは一切控える選択を試みる。⁶

また、その社会構成過程そのものは虚構ではなく現実的なものとして存立しているとする立場である。⁷ 社会構成過程は、社会構成諸関与者相互関係、相互作用から成る複層的なものである。しかし、その過程そのものは、社会的事象として現実に存立して働いている。従って、その過程を分析記述することは可能である。本論はその具体的実践である。

なおこの実践は、単なる過去像のいわば「客観的」提示には留まり得ない。まずは現在の思考・行動枠組の歴史的相対化が狙いであるけれども、自ずから、歴史的規範性の分析記述過程は、反照的に現代的課題超克の道標の模索を含むことになる。

3. 本論の構成

本論においては、イングランド産業革命前後における‘love’の観念的変容に関わる先行研究の内、特殊研究を包括する先行研究にも言及した上で、ストーン(1979)とギリス(1985)の研究を検討する。その上で、‘love’の観念的変容に関する先行研究成果の妥当性を、17世紀ピューリタン思想資料との対照において、検討し、‘love’に関する集団的思考・行動枠組変容の実相を考究する。

4. 社会構造変動と歴史過程当事者の「女」、「男」二属二分規範下合一目標行動意識との相関に関する包括的先行研究瞥見

4.1. エンゲルス(1884)『家族、私有財産、国家の起源』

エンゲルス(1884)は、『家族、私有財産、国家の起源』第2章「家族」(“Familie”)において、社会経済構造の歴史的展開における家族形態の変遷過程を考察し、歴史的当事者の理解と意識を構造的に分析することを試みている。⁸

特に、近代家族の起源となる家父長制下の「単婦制」(Monogamie) (「単夫制」)の同時的存立の保障は担保されていない(77)の成立は、「女」、「男」二属二分規範(以下「二分属規範」と略す)下の二属個別成員間個人のLiebeから生まれ出るものではないと強調する(67-68)。

それは私的所有制度という社会経済制度の問題であって(ibid)、具体的には、二分属規範下における、一方の他方に対する「圧制」(‘Unterjochung’)であり(ibid)、実態は、「女」、「男」二属個別成員間同士一対に繭化内閉されるLiebeにおいて憧憬されるものとは異なり、「娼婦制」と「姦通」を必然的に付帯する退廃であるとする(69-70)。

それでは、エンゲルスにとって、存立を前提とするLiebeは幻想でないとするとどこにいったのか。

エンゲルスは、二分属規範下の個人間のLiebe(die moderne individuelle Geschlechtsliebe(71))は近代の道德規範としては存立していると考え、その起源をゲルマン人の内に見る(70-71)。しかし、規範の現実性については、実現可能とは、確言していない。

少なくとも、婚姻制度下、Liebeは、「女」、「男」二属個別成員間相互(‘Liebe der Ehegatten zueinander’(72))に成立すると肯定してはいない。むしろ、家父長制下にあっては実現不可能とみる(72; 73-74)。そしてもし可能であるとすれば、「女」、「男」の法律上の同権、「男」属支配下の家計制度の廃止が前提となると構想する(76; 77)。

なお、近代の超克は、二分属規範下における相克の終焉とともに訪れる‘Versöhnung’「和解」(68)とも表象されているが、最終的に、「相互の他者への陥入」(‘die gegenseitige Zuneigung’(82))をこの規範の外における普遍的な人間個人間の下で構想し得たかは、最終的に肯い得ない。⁹

4.2. エドワード・ショーター（1975）『近代家族の成立』

ショーターは、18世紀以前伝統社会においては、社会的多数者層においては、婚姻というものは、私的で内閉的なものではなく、親族、地域共同体、伝統・伝承と強く結びついていたものであったとする（13）。そして、この伝統的な家族においては、二分属規範に基づく二属に関する分業が厳しく定められているとし（73; 76）、婚姻当事者間、家父長制下、交情は貧しく（142-144）、感情は無に等しいとする（*affectionless*）（62-64; 66）。

これに対して、19世紀以降の社会変化において、二分属規範下、(a) 婚姻に先行する異属成員間の接近・接触関係、(b) 「母」－「子」関係、(c) 家族－周囲共同体間関係において変化が起きたとする（14-15）。価値の優先順位の変化として、順に、(a) 財産、家系、共同体から、当事者二員間、明標的過感情を伴う内閉的排除的合一関係へ（152; 161-162; 168）、(b) 「子」に対する無関心から福祉的配慮へ（191; 195-196）、(c) 夫婦関係外諸社会的紐帯から夫婦内紐帯へ（152; 168; 225; 231）、という変化が生じたとする。

この変遷過程で感情に関して集合的に生じた革命的变化として、二事象を提起する（86）。第一は、産業革命、フランス革命に代表される時期として18世紀後半において、伝統家族が後退し、19世紀後半までに分解する過程において生じた変化であり、具体的には婚姻と「女」「男」二属成員間関係との分離として現れ、拡大し続けるという（87; 113; 123）。第二は、20世紀、1960-1970年代に生じたもので、二分属規範下の個人感情において、合一形態を観念的なものから身体的肉体的なものへ転換することが生じ、合一行動に衝動的に囚われることが生じたとする（86; 113; 163-164）。

この集合的感情の大変動の主要要因は、市場経済、資本主義的生産、ならびに労働における無産化にあるとする（250-253）。地域閉鎖経済が破壊・開放されるにつれて、すべての人間を労働力として、親族、地域共同体はじめ社会的紐帯から切り離された個人として扱う思考・行動枠組みが、特に、労働者化される無産化階層において、相対的に強く進展する。ここでは、二属年齢の別なく、個人を労働力として、労働力市場に巻き込む結果、労働力における競争力至上主義という経済的利己主義に晒され思考・行動が枠づけられていく。その結果、18世紀末西欧若年労働者化階層においては、二分属規範下二属構成員間交渉をも、かかる価値原理に基づく判断対象とすることになるとする（253-257）。

ショーターは、しかしながら、最終的に、歴史文書に内在する二分属規範並びに、その規範下の感情や衝動性の記述を、分析者の観点から相対化することに迫られる段になると（103-107）、そうしたものは通時的な変わらないものと判断し（104; 125; 168; 241-242; 254）、多くの婚前交渉に関する地域の儀礼・慣習で証拠づけ、普遍化を試みてしまう（107-111）。

ショーターは総体的歴史的展望を示した点で、特殊イギリス研究を包括するものであるけれども、歴史的観望者として1970年代当代の価値観大変革当事者であることを自覚しながら（263）、「通時的」核心的価値規範を相対化し切れていない。

5. イングランド産業革命期集团的思考・行動枠組み‘love’をめぐる先行研究

5.1. ローレンス・ストーン (1977) 『1500年から1800年のイングランドにおける家族、性、婚姻』¹⁰

5.1.1. 社会諸集団の有する諸心情に関する歴史的研究の方法論

ストーンの研究主題は1500 - 1800年、300年間にわたる、イングランドにおける、世界観並びに価値体系の集团的遷移を、当事者意識から明らかにすることであり、この主題は、「情愛の個人主義」(affective individualism)と名付ける状態への、精神性における集团的变化を立証することでもある(3-4; 19 [21; 89])。

ストーンは、核家族時代以前、姻戚間諸関係重視の社会を分析するに当たって、現代社会の道徳観をもって、歴史的当時者意識を分析してはならないとする([70; 89; 303] cf. 10-18)。例えば、1970年代同時代道徳観を自ら同定して、歴史分析に導入することの愚を注意する[70]。しかしながら、時代錯誤を斥けながら、歴史的道徳観の分析結果を、分析者当代1970年代共通媒体概念で、記述するに当たって、過去と現代双方の観念体系を通訳可能とするための共通基盤たる観念を導入する方法論的課題に無批判、無自覚である。

5.1.2. 産業革命期における人間感情の変化

中世後期から16世紀にかけては、「家族」という社会関係態は死亡率の高さから一時的な儻い紐帯であるとし、その紐帯の実質は、経済的利害共有であって、個人間の心情的結びつきではないとする[88]。他方、16世紀以降、姻戚関係、信託関係の希薄化により、社会関係態たる「家族」は、核家族への移行が始まると共に、その紐帯の実質は、婚姻関係を中心とする心情的結びつきが大きくなると分析する[93]。

以上の「家族」に関わる変化の要因は、① 統治権力維持目的旧二原理、親族関係と信託関係(clientage)との弱化(土地所有者支配弱化に起因)、② プロテスタント推進、国家統治新機構による、親族、信託関係社会経済基盤の支配、そして、③ 郷紳層、都市商人層へのピューリタン倫理浸透、以上三つを主とする[93]。特に、「婚姻」は聖別され、家族は国教会教区に代わる働きをなすものとなったという[93-94]。

ただし、それと同時に、親族関係、姻戚関係からの自由や、家計管理を要求する社会構造の変化の為、核家族内の家父長制は再強化されることに転じたとする([94] 216-218)。上記①③二要因相関の具体相については、統治の諸媒介者を弱化させ国家大権への直接的な忠誠を要求する統治形態への転換が[100]、国教会、ピューリタンによる新たな倫理の転回をもたらしたとする[100-105]。具体的には、人間関係倫理が、中世的な諸社会層における「分をわきまえたつつしみ」(chastity)から、家族内「女」、「男」二属成員間対的心情(conjugal affection)に変わったとし、婚姻の聖別がこの変化を促進したとする(100-101)。

5.1.3. 産業革命期に向かう時代における‘love’の変容

ストーンは、17世紀第3四半期の問題として、1800年までの産業革命期にむけて、土地所有階層、大商人、専門職階層では、家族内部において、欲求における感覚的肉体的特性(sensuality)を人間本性(nature)そのままの特質として、公認することが生ずると共に[150]、自己保存的生存欲求充足に根差す私益追求(self-love)と公共善とを同一とする考えが支配的になると分析する。

またこの歴史的展開は、自律して徹底的に自己利益を追求する経済人としてのありかたと家族内の成員の自律と自由とが並行して確立していく出来事ともみる[174-176]。

研究課題の核となる以上の分析について、ストーンは、そこに至る展開の主因を、さらに、ピューリタンの倫理観にたどる。1640年-1660年のピューリタニズムが、その後宗教運動としてはイングランドで衰退するにもかかわらず、上記の産業革命推進母体の倫理観に大きな影響を遺したとする。

その遺産とは、① 自己目的私益追求への献身が内面化されること、② 宗教的寛容と人格的自律との尊重、③ 婚姻を個人間の‘love’にのみ根拠づけること、依って ④ 家族内成員の自由を尊重すること、以上であったとする[176]。

また③の考えが資本家、郷紳階層において、最終的に成立する過程には[179]、二分属規範下相互協働的合一目標現実化と社会的産子帰結目標とに関する事として、⑤ 両項相互分離可能性を承認するプロテスタント神学決議論(casuistry)[176]、⑥ 婚姻存立根拠を、独立した個人の合意のみに帰し、依って神の権威から解除する哲学説[177]、⑦ 人間本性たる個人の幸福追求、私益追求(self-love)と公共善との合致を説く18世紀初頭思想[178]、以上⑤⑥⑦を挙げる。

産業革命期に向かう時代の集合的感情変容過程は、ストーンにとって、個人が共同体に負う義務の変質の過程[180]における、ピューリタン思想に起因する変容過程で、相互協働的合一目標現実化の心情と行動とが神に媒介されたものから単なる感覚的身体的快に単純化され、人間本性として事実性が付与され肯定される過程であることになる([326-328] cf. 523-529)。

5.2. ジョン・R・ギリス(1985)『「順境のときも、逆境の時も」—1600年から現代までの英国における婚姻』

5.2.1. 産業革命期における婚姻の変化

婚姻(wedding; marriage)において、1750年-1850年に大変動が生起する、これがギリスの歴史認識である(110-112)。

ギリスの貢献は、急激な人口増大の背後にある諸階層の動きを当事者資料にもとづいて当事者の動態を分析したことである。中でも資本家化階層と労働者化階層とに分け、実態

を歴史的に究明している。

後者、労働者化階層については、地理、国内分業、生産様式等の分類に応じて分析して、二分属規範下異属成員間による対関係要求が、社会的産子帰結条件を大前提とする観念系の下で、賃労働主体となることによる生活基盤維持手段と一体となって、法的宗教的「婚姻」を度外視して、可能的産子帰結の現実化によって労働力を増大させるか、さもなければ、故郷出離により賃労働を求める（113-114）ことを選択するという社会状況を析出している（111-112; 114; 126; 159）。

他方、資本家化階層については、市場経済における競争経済主体たる家計における共同経営による生産力強化の動きと一体となって、婚姻を二分属規範下異属成員間紐帯として規範化する傾向が生じたとする。この傾向は、婚姻を私的契約とするピューリタンの倫理に起源を有するものとする（136-140）。また、その一方で家計主が「男」属成員に帰属することにより、家計内従属者の当事者意志を認めつつも、資本の維持・蓄積のため、家父長的特権による婚姻管理を志向することになると描く（130; 135-136）。

‘love’については、18世紀中葉から19世紀中葉において、20世紀末に通じる、自発的で自由な個人が生み出す関係として、異属成員一对の内閉的排他的に営まれる形態として、労働者化階層の諸社会空間において、前時代の生涯非婚傾向から解放されて行ったと分析する（190-193）。

ギリスは、資本家化階層に生じたピューリタン起源異属成員間対結合の動機づけを、前時代の非競争的制約を解除して生産性を極大化する希求に求める一方、労働者化階層異属成員対結合の動機づけも賃労働社会における有効な労働力増大の希求に求めている。さらにまた、ギリスは、家計内では、労働力化した家計構成員間にあつて、親子支配関係が緩み、賃金高に基づく家計内地位の変動を通じて、生存基盤維持方法が家計単位から、賃労働主体単位への変化が、すなわち個人化が、意識においても生じて来ていることにも言及している（119）。

5.2.2. 前近代的婚姻形態の産業革命後の社会に対する有効性

ギリスは産業革命によって弱化した前近代的婚姻形態が消失することなく潜在的に継続することを示す。ここに‘love’に付帯する社会的条件に関する当事者意識の長期的継続性を析出している。

ギリスによれば、産業革命準備期に弱化する前時代の婚姻形態は、私私的なものではなく公共的なものであった。生涯非婚傾向社会で、小作農や職人組合の成員として、互助的組織構成単体としての家計を形成することを公共的に知らしめることであった。それは反競争的互助性の恩恵を受けることでもあった。

ギリスによれば、労働者化階層に見られる行動様式こそ、歴史的に生成してきた‘love’の実態を示していると映る。自由で平等な個人における内から湧き上がる感情によって共

在し、他の社会的諸関係を排除して最も内閉的となる対関係を結ぶ行動様式という観念がそこに示されている。しかしながら、その行動様式が、産子帰結を前提として、労働力付加による生存維持手段とする意識とも結びついている点で、‘love’が人間性を労働力商品化する社会要因を内蔵しているのか否かは明らかではない。

5.3. 先行研究批判小括

確かに、原資料に基づく批判的歴史分析としては、ギリスとストーンでは異なるし、個別共通資料分析の相互比較を俟たなければ、両者の各個方法論に基づく正当な評価を成すことはできない。さはあれ、本論の焦点に絞れば、18世紀イングランドで進展する、モノとして商品化され貨幣を媒介にして交換される社会形態の時空的拡大化と相関して、二分属規範が旧社会の社会的紐帯原理から個人化された二属成員個人間原理の下に再編され維持されることが明らかにされている。その相関的進展に当たって、その推進力の一つがピューリタン思想であり、とりわけ、他者ならぬ自己に帰属する欲求充足追求的な‘love’の肯定をひとびとに直接間接に生み出したという。

では、それそのものがピューリタン思想に帰属するものなのか。具体的に、二属各属にそのような‘love’に関与する性向が前提されていることをピューリタン思想は示していたのか。以下においては、ピューリタン思想の原資料の一部において、これらの問いに答え、歴史家の批判的過去像の妥当性を検証する。

6. 17世紀イングランド、ピューリタンにおける‘love’の倫理体系

6.1. ジェームズ1世欽定訳聖書の示すキリスト教聖典における‘love’

‘love’という言葉は、動詞、名詞ともに、1604年から1611年に編纂されたジェームズ1世欽定訳聖書(KJV)では、旧約聖書におけるヘブライ語אהבה、新約聖書におけるギリシア語ἀγαπάω、ἀγάπηに対応する。

二項関係動詞אהבהは、神をもひとをも主語とし、ひとをももの・ことをもその対象とする。神を選択の主体とする状態、行為を表す事例においては、人間以外のもの・ことを対象とすることもある(「正義」詩11:7; 37:28; 「裁きと正義」詩33:5(以下キリスト教聖典諸本は通常略号による))。また人間を主体として、もの、ことを対象とする場合もある(代下26:10; 詩4:3ほか)。

しかし、主体の種類からאהבהに表される関係性を見ていくと、旧約聖書にあつては、固有名を有する神を主体とする人に対する関係があり、この神の人に対する関係を根拠に、人の神に対する関係も、ある人の他者に対する人間間諸関係も、例えば隣人、寄留者に対する関係、婚姻関係、友愛関係も、根拠づける構想を窺うことが聖典解釈として可能である。

重要訳書間の訳語選択を辿ると、旧約聖書ヘブライ語אהבהは、七十人訳においてギリシア語

ἀγαπάωによって訳される。アラム語祖本なるものは存在しないが、ギリシア語で書かれた新約聖書は、その ἀγαπάω の諸使用において、七十人訳の影響を負っている。¹¹ このことは、新約聖書各所における旧約聖書の引用から明らかである。

ユダヤ教聖典は、新約聖書諸書作者並びにそこに登場するひとびとにとっての聖典でもあるから、聖典を神の言葉として理解する立場には、新約聖書、ἀγαπάω、その名詞形 ἀγάπη を理解する過程において、旧約聖書におけるヘブライ語 אהב を理解することが求められることは、理のあることである。そこで、新約聖書、ἀγαπάω、その名詞形 ἀγάπη を理解することにおいて、旧約聖書に表されているヘブライ語 אהב 理解が、さらには、その用例の中でも、神とひととの関係に関わる場合の理解が、解釈上の参照軸となることはある種当然のことである。

例えば、新約聖書における ἀγαπάω、ἀγάπη で表現される諸関係態には、旧約聖書において窺われる神と人との関係同様に、神に媒介されて存立する関係が構想されている（ヨハ 17:23; ロマ 13:8; 13:10; エフェ 3:17; 一ヨハ 2:5; 4:7; 4:12; 4:19）。そこでは、「神は ἀγάπη である」（一ヨハ 4:8, 4:16）、「すべて事として成るものは ἀγάπη において成れ」（1 コリ 16:14）などの言葉は、こうした人間諸関係の根拠を固有有名有する親密な神におく原理の表現型と理解することは可能である—新約聖書自体は異なる書物から構成されている文書群であるにせよ。

実際に、キリストとしてのイエスを媒介に（ヨハ 15:9-10; 15:12; 16:27; ロマ 8:39; 一コリ 16:24; エフェ 3:19; 5:2; 一テサ 3:12; 1 ヨハ 3:16; 3:23; 4:10-11）、人間諸関係の現実において、神の人に対する関係 אהב、ἀγαπάω、ἀγάπη が現実化すると理解し、そのように生きる信仰は可能である。

ただしこのような聖典解釈の可能性は、決して、すべての用例上の差異を無にするためにあるものではない。確かに、二分属規範社会における「男」属成員における「衝動性」が齎す律法違反（サムエル下 13:1-22）を描写する場合も、二分属規範下「男」属成員の好悪を神命なる律法において記述する場合も、ヘブライ語、七十人訳、KJV では、神人相互関係描写の場合と、語選択において差異がない（なお、Vulgata は差異を設け、ラテン語 amo を中心に用いる）。¹²

6. 1. 1. 神の人に対する関係 אהב、ἀγαπάω、ἀγάπη

神の人間集団に対する関係としての אהב は、七十人訳では ἀγαπάω、KJV では 'love' によって訳される（申 4:37; 7:8; 7:13; 10:15; 23:6; サム下 12:24; 代下 9:8）。新約聖書においては、神の人に対するこの関係は、七十人訳を継いで、ἀγαπάω が採用され、また KJV では、'love' が用いられる（マタ 12:18; ルカ 7:5; ヨハ 14:21; 14:23; 16:27; 17:23; ロマ 1:7; 8:37 et al.）。

6. 1. 2. イエス・キリストの人に対する関係 ἀγαπάω、ἀγάπη

イエス・キリストの人に対する関係は、イエスを傍観するものの描写（ἐφίλει（ヨハ 11:36））

とイエスの弟子に対する関係の描写（ἐφίλει（ヨハ 20:2））とを除いて、ἀγαπάωによって表現される。Vulgata は、diligere を以て、KJV は ‘love’ を以て訳す（ヨハ 11:5; 11:36; 13:1; 13:23; 13:34; 15:12; 19:26; 21:7; 21:20; ロマ 8:37; エフェ 5:2; ヘブ 12:6; 一ヨハ 4:11; 黙 1:5）。また名詞化、抽象化して表現する場合は、ἀγάπη に対して KJV は一貫して ‘love’ である。

6. 1. 3. 人の神に対する אהב、ἀγαπάω、ἀγάπη

旧約聖書では、אהב という人間の神に対する関係は、律法を守ることと緊密に結びついた人間のあり方として神が示す所である（出 20:6; 申 5:10; 7:9; 11:1）。また、神が十戒を授ける中で語られる言葉でもある（出 20:6）。さらにまた、生存上の自己保存的な欲求充足以上に大切な「心」、「魂」の全体に対当することが求められる対象である（申 6:5; 10:12; 11:1; 11:13; 13:4）。これらの箇所その他、人間の神に対する関係として אהב を用いる箇所は、七十人訳において ἀγαπάω、Vulgata で ‘diligere’ が採用され（なお申 11:1 では、Vulgata は ‘amo’ を採用している）、KJV で ‘love’ が採用されている（申 11:13; ヨシュ 22:5; 23:11; 士 5:31; 王上 3:3; 詩 31:24）。

旧約聖書におけるこの関係が、イエス・キリストが律法の中で最も尊重する神命のひとつとする人の神に対する関係であって、七十人訳の通り ἀγαπάω によって表されている（マタ 22:37; マコ 12:30; 12:33）。

またこの関係は、新約聖書において、人の神に対する関係としての ἀγαπάω にも反映されていると考えられる（ロマ 8:28; 一コリ 8:3; エフェ 6:24; ヤコ 1:12; 一ヨハ 4:20; 4:21; 5:1; 5:2; 5:3）。KJV も旧約 אהב に対する訳語と同じ訳語 ‘love’ を充てる。

6. 1. 4. 人間間関係における אהב、ἀγαπάω、ἀγάπη

6.1.5.1. 人間関係一般

旧約聖書において、一般的な人間間関係に関して אהב が使われるときには、身分差等社会的属性の違いがあるにせよ七十人訳 ἀγαπάω、Vulgata、主に ‘diligere’ であって、KJV では、‘love’ が用いられている（サム上 18:16; 18:22; サム下 1:23; 19:7）。

新約聖書において、ἀγαπάω、ἀγάπη がひとつひとつとの関係で用いられている時に、確かに、キリストとしてのイエスのひとつとの関係、あるいは、父なる神とひとつとの関係に媒介されているか否かとは無差別に用いることができる表現と考えられている（マタ 5:46; 6:24; マコ 12:6; ルカ 6:32; 7:42; 16:13）。神のひとつとの関係を根拠に人間相互に同様の関係を成り立たせしめることが、すべての生きているひとつの意志に働いているとは確かに描いてはいない。しかしそれ以外の箇所では、ヨハネの福音書に登場するイエス・キリストの言行やパウロ書簡、ヨハネの手紙等にあるように、ἀγαπάω、ἀγάπη という言葉が用いられるところでは、父なる神の人に対する関係や、キリストとしてのイエスの人に対する関

係と相似するものとして、ひととひととの相互の間に成り立つ理念型が指し示されている。

この理念型は、同じ神から出づることを象徴する「はらから」に、*δελφύς* (*womb*) を等しくする間柄 (*ἀδελφός*) に、準えて表現される。そこでは、複合語 *φιλαδελφία* (一テサ 4:9; ロマ 2:10; 一ペト 1:22; ヘブ 13:1) や句 *ἀδελφὸν ἀγαπῶ* が用いられている (エフェ 6:21; 一ペト 1:22; 一ヨハ 4:21)。

これら一般人間関係において、*ἀγαπάω*、*ἀγάπη* は、KJVにおいて、‘love’ が一般的に用いられる。ただし、*ἀγάπη* は、ジュネーブ聖書 (1599)、Revised English Version (REV) (1881-1894)では、*love* が一般であるが、KJV は、*charity* を用いることもある(ロマ 14:15 (‘charitably’); 一コリ 8:1; 13:1; 13:2; 13:3; 13:4; 13:8; 13:13; 14:1; 16:14; コロ 3:14; 一テサ 3:6; 二テサ 1:3; 一テモ 1:5; 2:15; 4:12; 二テモ 2:22; 3:10; テト 2:2; 一ペト 4:8; 5:14; 二ペト 1:7; 三ヨハ 1:6; ユダ 1:12; 黙 2:19)。

6.1.5.2. 敵に対する *ἀγαπάω*、*ἀγάπη*

モーセには神を視軸に敵との関係を語る言葉がある (民 10:35)。また人間間の敵対関係からの救い手としての神についても語られている (サム下 22:18; 詩 18:18; 106:10)。報復は神に託されるけれども (サム下 22:48; 詩 44:8)、敵は自己との憎しみの関係から切り離されず敵の滅びを願うことも描かれている (サム下 22:41; 詩 18:41)。その一方、神の命令としては、復讐や憎しみは禁じられ、隣人に対する *ἀγάπη* が命じられている (レビ 19:18)。復讐は認めても憎しみは禁じられている (民 35:19-21; エレ 15:15)。イエス・キリストにおいては、敵に対して、憎しみに憎しみを返すのではなく、明表的に *ἀγαπάω* の対象とする命令が語られている (マタ 5:44; ルカ 6:27; 6:35)。人間間相互の *ἀγαπάω* の要求とは表裏の関係にある。KJV は通常の訳語 ‘love’ をもって示す。

6.1.5.3. 寄留者、隣人に対する *אהב*、*ἀγαπάω*、*ἀγάπη*

イエス・キリストは律法の全体を *ἀγάπη* の二つ、すなわち人の神に対する場合と人の隣人に対する場合の二つに要約する。同様の理解は、律法の専門家にもみられる (ルカ 10:27)。十戒の第六、七、八、十戒を (ロマ 13:9)、あるいは、律法全体を、隣人に対する *ἀγάπη* にまとめること (ガラ 5:14; ヤコ 2:8) もパウロ他に見られる。

旧約聖書の律法における、神の寄留者に対する *אהב* (申命記 10:18)、自他の立場の置換可能性に基づく寄留者への *אהב* (申命記 10:19)、自己に対する *אהב* に類比される隣人に対する *אהב* (レビ記 19:18)、寄留者への *אהב* (レビ記 19:34)、いずれの *אהב* も、ヘブライ語 *אהב* は七十人訳において *ἀγαπάω* が用いられ、KJV においては ‘love’ が採用されている。

隣人に対する関係は、新約聖書においても、*ἀγαπάω* が用いられ、KJV においては ‘love’ が採用されている (マタ 5:43; 19:19; 22:39; マコ 12:31; ロマ 13:9; 13:10; ガラ 5:14; ヤコ 2:8)。

寄留者に対する関係の根拠が神の人に対する関係に根拠があるとするれば、律法の示す隣人に対する関係もその根拠は神の働きにあると考えられる。

6.1.5.4. 二分属規範下異属間、同属間関係

二分属規範を内在化させている異属成員間描写で、ヘブライ語 אהב、七十人訳 ἀγαπάω、KJV、‘love’ が用いられる（サム上 18:20; 18:28）。しかし、「男」属成員の衝動性、暴力性を前提とする律法違反の描写でも（サム下 13:1, 4, 15）、KJV は ‘love’ を用いる。

新約聖書においても二分属規範下の異属成員間の非対称の諸規範が提示されることがある（一コリ 6:9-10, 13; 18; 11:3, 7-9; 14:34-35; 一テモ 2:8-15）し、また、「衝動性」に事実性を付与することもある（ロマ 1:25-28; 一コリ 7:2, 5, 9; 36; エフェ 4:22; 二テモ 2:22; 3:6; テト 3:3; 一ペト 2:11）けれども、神との関係（一テモ 2:4-7）、ἀγάπη、love に先立つものとは示されていない。

同属間関係においても、אהבは、自己自身の魂（נפש; ψυχή）に対する関係に類比されている場合がある（サム上 18:1; 18:3; 20:17）。これは、文脈は異なるけれども、ψυχήにおいて互いが神において繋がっている意味においては、すぐれた友情として新約聖書にも繰り返される人間間関係と言える（ヨハ 15:13）。KJV はここも ‘love’ を用いる。

6.1.5.5. 二分属規範下婚姻関係各属成員間関係

二分属規範（e.g. 申 22:5）に基づく婚姻関係の規範において、「男」属成員の視点に立って、近接（קרב; approach）禁止が、自らの婚姻関係を越えて、異類、異属親族を対象に、神命として記される（レビ 18:1-30; 20:10-21）。

婚姻関係下、異属成員間関係は、אהבで表し得る。七十人訳、ἀγαπάω、KJV、‘love’ が用いられる（創 24:67; 29:30; 29:32; 申 21:15; 士 14:16; サム上 1:5; 代下 11:21）。

「女」属成員の「男」属成員に対する関係もאהבが用いられ（ルツ 4:15）、七十人訳 ἀγαπάω、KJV、‘love’ が用いられている。婚姻関係存立根拠は創 2:18-24（さらに創 1:27）にある通り、神の人に対する関係である。

二分属規範下婚姻関係は、新約聖書においては、主題的には、エフェ 5:21-5:33 において示される。

エフェ 5:21 において、すべての人間間関係で、他者に対して、ὑποτάσσω「下に身を置く」、「仕える」関係を要請し、その根拠として、キリストに対する「畏れ」（φόβος）を示している。

しかしながら、続く婚姻関係規範の記述では、神と人、キリストとしてのイエスと人との関係を根拠とする人間間関係において用いられる言葉 ἀγαπάω が、「男」属成員の「女」属成員に対する関係には用いられているが、他方「女」属成員の「男」属成員に対する関係では用いられていない（エフェ 5:21-5:33）。

「女」属成員の「男」属成員に対する関係は、非対称的に、従属することとして述べている（エフェ 5:22-24）。「主」（神）に対する人間の関係に、類比している。およそ仕える関係の中で、仕える相手が絶対的なものであるのが、人間界を越えた「主」の存在であるわけであるから、これは、婚姻関係では、非対称的に、「男」属成員を絶対化している志向を示している。

他方、「男」属成員の「女」属成員に対する関係においては、キリストの教会に対する関係に類比して、ἀγαπάω が用いられている（エフェ 5:25; コロ 3:19）。同じく、自己自身に対する反射的な関係（エフェ 5:28; 5:33）、霊や心ならぬ身体レベルでの自己の身体に対する関係にも類比されている（エフェ 5:28）。

これに対して、「女」属成員の「男」属成員に対する関係は、ἀγαπάω ではなく、「恐れ」として φοβέομαι が用いられている点で、非対称的である（エフェ 5:33）。また父権的な家庭内成員関係も規定されている（エフェ 6:1-9）。

しかし、人間間関係諸規範記述において、聖典全体において、婚姻が絶対的に要求されることはない（1 コリ 7:1-2; 7:7; 7:27-28; 32-35; 38）。また人間間一般関係に対して、婚姻が最優先に要求されているものでもない。したがって、婚姻等諸異属間関係において「男」属成員の視点に立って諸事規範化することが絶対化されているとも言えない。まして、婚姻を支える二分属規範が絶対化されているとも他の諸関係に最優先に要求されているとも断定できるのか疑義の余地は十分ある。

6.1.5.6. 自己に対する反射的關係

自己に対する反射的關係の典型として、自分の命をすべてに優先するものは、ヨハネによる福音書 12:25 ὁ φιλῶν τὴν ψυχὴν αὐτοῦ と言われているとおり、ἀγαπάω ではなく φιλέω が用いられている。

また、テモテへの手紙 3:2 においても、この反射的關係は、金錢欲（φιλάργυροι）と並べられて、φίλαυτοι と呼ばれている。Vulgata はいずれも ‘amo’ を用いる。

KJV はいずれの箇所も ‘love’ を以て訳す。

6.2. 『ウェストミンスター大教理問答』（1646）

6.2.1. 「婚姻」制度による「性衝動」の抑制

「ウェストミンスター大教理問答」（1646）編集した神学者たちは、二分属規範については疑義を示してはいない。またこの二分属成員間における相互協働的合一形成については、「男」属成員中心的記述で、「男」属成員側の身体的感覺的衝動を本性的なものとし社会的構成的なものとはみず、「婚姻」はその「衝動性」を制御するものとみなされている。この点では旧約聖書、レビ記（20:10-21）、申命記（22:22-29）における姦淫罪記述の前提と一

致する。

具体的には、『大教義問答』(1646) 第 138 問「十戒の第七戒「汝姦淫するなかれ」において要求されている義務は何か」(296)において、回答は、「からだ、こころ、さまざまな気持ち (affections)、ことば、行いにおいて、つつしみをたもつこと (chastity)」、「そしてこの慎みを自分自身の内に保つと同時に、他者の内においても保つこと」、「目ほかすべての感覚器官にたいしていつも目を離さずにいること」、「己をたもつこと」(temperance)、「自分が交わる相手がつつしみのあるひととすること」、「身に装うものを抑えること」、「(一コリ 7:9) 欲情を抑える賜物を与えられない時には婚姻の関係の内に留めるようにすること」、「love は一対となる間柄のものとする (conjugal)」、「住まいをとともにすること」、「天より与えられた職業においては労苦を厭わず励むこと」、「汚らわしいことはありとあらゆる機会に避け、そういうものに心が動いたとしてもそれに耐えること」と答えている。

したがって、この局面では、婚姻という社会関係と‘love’とが相互に必ず相伴う関係にあるとは考えられていない。

二分属規範、それに基づく産子帰結片務条件付き相互協働的合一形成参与を更なる規範とし、その根本に、「男」属成員における「衝動」、「欲動」、「欲求」を「自然本性的な」と前提している。この自然本性を社会構成的なものとして相対化することは試みられておらず、またそれがキリスト教的な‘love’の方向となり得ることも考慮されておらず、「婚姻」を「男」属成員の「本性」を放恣にしないための制度として考えている。

このことは第 139 問十戒第 7 戒の義務を説くことにおいても繰り返される (*The Larger Catechism* (1641)297-300))。‘love’の体系的理解とは結びつけられていない点で、「男」属成員の「欲求」、「衝動」を現実的には放任する可能性において、ストーンの社会的分析と一致する。しかしながら、本来的には、以下の‘love’の体系的倫理と不可分のものである。

6. 2. 2. ‘love’の倫理体系

『大教義問答』では、‘love’は神を主体とする神に帰属する様態である (第 13 問回答中 ‘out of his mere love’ (175)、‘mercy’ と並ぶ神に帰属する様相として、第 30 問回答中 ‘of his mere love and mercy’ (186))。

‘love’は教義上、十全に語り得るのは神においてである。例えば、第 79 問の回答において、エレ 31:3 を根拠に、またヨハ 13:1 を根拠に、「不変性」において、先ずは神についてもっとも‘love’を規定できる存在者として考えている (225)。

また、人間に‘love’が可能とすれば、それが規範的に追求されるべきとすれば、キリスト教教義においてはまずは、神を主体とする‘love’を知ることが問題であった。例えば、第 83 問の回答においても、目に見えない教会に与るものにおいては、神の栄光を熱心に求める者として、良心における平安、聖霊のうちにある喜び、栄光の希望とともに、享

受するものとして、神の‘love’を知ること (the senses of God’s love) と語られている (229)。ここにおいても、‘love’は、なによりも世のひとの内に経験され理解されるものであるよりも、神において覚えることによって人として生きることににおける‘love’に開かれていくことが示唆されていると解釈できる。

人について‘love’を語り得るのは、神が聖霊によって、われわれのもっとも心の奥において働いているからとされる。『大教理問答』は、ロマ 5:5、二コリ 1:22 を典拠に、‘love’とは、神なしにはあり得ないものであって、神が人の心に聖霊を与えており、その聖霊のはたらきによって、神のはたらきとして‘love’の意味を知ることから‘love’を初めて語り得るのである。

そうであるとすれば、生まれてこの方、空腹になれば、食べものを食べたいと覚えるように習慣づけられ、のどが渇けば、水が飲みたいと覚えるように習慣づけられるのと同様に、人間社会のこの世における二分属規範に縛られて、それぞれの同属集団社会が作り上げてきた、肉体的に覚える感覚と結び付けて習慣づけられ強化されてきた欲求をもって、これに‘love’を結びつけることは、『大教理問答』の理解するところのキリスト教にはありえないことがらであった。

こうしたこの世的につくりあげられた人間の抜き差しならぬ習慣づけられ強化されて来た桎梏を超えていく方向に、神の‘love’があり、そこからはじめてひとはひとの‘love’を語り得ることになる。

また「神」を対象とする‘love’が人間において最も優れた意義を有するものである。第 102 問は十戒の第 1 から第 4 の戒とは何を意味するかに関する回答で (248)、ルカ 10:27 を根拠に、われわれの神に対する義務、すなわち、「心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を」‘love’することということであるとする。

自己に対する‘love’ (self-love) は疑いもない思考の出発点として考えられている。が、それそのものを本性とすることに疑義がないとは言えない。例えば、第 122 問は十戒の後半 6 つの戒、第 5 から第 10 までの戒 (出エジプト記 20:12-17)、これらが指示している方向が何であるか総括を問う問いである (278)。これに対して、『大教義問答』は、人間の神にではなく人間相互に対する義務を説くものであると解する。ここでその人間間の義務を隣人に対する‘love’と黄金律に要約する。前者は、自己に対する関係に類比して隣人に対する関係として‘love’を説く (マタ 22:39)。

では日常的な事実としての自己に対する‘love’、利己主義を肯定しているのであって、これを続けていくことには何も問題がないと考えているのであろうか。『大教理問答』に関わった人々のように十戒を、隣人に対する‘love’の訓えに結び付けるならば、自己に対する反射的關係は、第 5 から第 10 の戒律に反している状態とすくなくならず、具体的な場面において関係があると考えられる。すなわち、父母を敬わない (20:12) 生き方、ひとを殺す行為 (20:13)、姦淫すること (20:14)、盗むこと (20:15)、隣人に関して偽証すること (20:16)、

隣人の家を欲すること（20:17）に、利己的反射的關係を見ている可能性がある。

これは自己保存的生存欲求充足という利己的な剥き出しな場面であるよりはるかに複雑な社会的場面であろう。すくなくとも、衝動的、暴力的欲求充足行為は、「自己」との反射的關係たりえても、隣人との關係で語られ得る‘love’と類同的であるかは疑問である。

以上から、『大教理問答』を全体として捉える時、‘love’の倫理的体系においては、二分属規範、「男」属の本性に衝動性、欲動を無前提に追認する規範が、神主体の‘love’を原理とする倫理体系に整合的な位置を占めているとは言い難い。

6.3. リチャード・バクスター（1673）『キリスト者に対する訓令集』

6.3.1. 『キリスト者に対する訓令集』の体系性

『キリスト者に対する訓令集』は、『キリスト教神学方法論』の実践編と位置付けられるもので、ほぼ1664年から1665年に書いたと自証する。作品の意義は、良心の実践的決断、神学の実践的帰結、神に仕える生き方を現実化する術知であるとする（*Advertisement*, Vol. 1）。

迫害期の作品として諸種の欠陥を備えていることを自覚しながらも、『キリスト者に対する訓令集』は、4部構成で、キリスト者としての、個人倫理、家族構成員間倫理、教会構成員間倫理、統治国家構成員間倫理が扱われる。これら倫理は説教に同じと自認する意味では、必ずしも体系的記述を意図しているわけではないけれども、相互に関連しているものであることは明らかである。

6.3.2. 「婚姻」後当事者間の義務

家族倫理では、家族構成員間の義務について、第7章、「夫婦相互の義務」、第8章、「夫の妻に対する義務」、第9章、「妻の夫に対する義務」を論ずる。

この婚姻成立後の倫理を見ると、離婚と別居に関する決議論（III.155 ff.）において、配偶者不在の是非について、「男」属成員の立場から、‘mental or corporal incontinency’「精神的あるいは肉体的な不受忍」（III.156）というように、二分属規範を前提とする「男」属成員の欲求、欲望を本性として追認することを前提としている。

確かに婚姻契約における親族、共同体への配慮や義務の問題は書かれず、当事者間の意志のみが問題とされること（III.117-118）、家族の経営における協働性（III.137-138）、子供の教育における協働性（III.138-139）、家族は教会に代わる礼拝の場であること（III.144）、「男」属成員は父権的に家族内を統治すること（III.141-145）、「女」属成員は「男」属成員に臣従して隷属的にふるまうこと（III.145-151）、さらに、‘conjugal love’については、エフェ5:21-33通りに、類比としてはキリストの教会に対する‘love’、人間の反射的‘love’を基点に、異属成員間対結合における‘love’に準えるけれども、神を主体とする‘love’との関係にまでは、婚姻当事者間相互の義務の件では語られていない（III.117）。

また、「女」属成員一般を「情動」「情意」の点で‘affectionate’、‘passionate’と、暗黙に優越的属性たる「理性」(reason)と対比して、反射的‘love’の強い被造物とみなし、「本性的なもの」(a nature)と理解している(III.118)。また劣属として捉えている(‘infirmities’; ‘the frailty of the sex’)。ここでも(特に一テモ 2:9-15 に言及せず)本性的なものとして追認している。

また、婚姻における‘conjugal love’の実態を、産子にも、その帰結にも、さらにはその一方的な負託の社会性にも非反省的ではあるけれども、産子を「目的」として成立する協働行為(‘conjoined for procreation’ (III.118); ‘conjunction for procreation’ (III.119))に見ている。しかも、それは、1 コリ 7:9 の示唆に従い、衝動的欲求(lust)の暴威を抑えるものとして(III.119)考えられている(‘a sober and modest conjunction’ (119); ‘avoiding lasciviousness’ (III.119))。それゆえこの「男」属成員における本性として追認するからこそ、婚姻外における激発(‘adultery’)の可能性をも否定しない(III.120)。

以上ここまででは、またしても、見たところ、ピューリタンのもたらした倫理的影響に関するストーンによる分析結果と一致する。

しかしながら、バクスターの婚姻決断の決定条件を述べる場において(III.117-118)、婚姻における‘love’は、神の義を根拠とするものであって(III.118)、相互の意志の一致に向かい、他者のためにこの世のすべてを放棄すること、他者の労苦と受忍を共にすること、すべてのこの世の境涯を平等に分ち合うことに自己充足を覚えること、この世の終わりまで同労者であることととしている(III.118)。ここには、‘lust’も‘procreation’も関わっていない。

さらにバクスターは、実践的な個別の訓令に先立つ理論的総括として、反射的關係としての‘love’を否定している。「利己的で(‘selfish’)神を信じない(‘ungodly’)ひとが、他者との関係を取り結ぶにあたってどんな場合でも、仕える先が自分自身でありたいと欲し、みずからの肉を満足させるものを他者との間柄を利用して釣りあげたいと欲するならば、そしてそこにはそうした間柄によって成り立っている義務は一切お構いなしとするならば、すべての社会を、そしてこの世界をひっくりかえすもので害毒に満ちたものとなる。」と明確に述べる(III.116-117)。さらには、この問題を、人が他者から期待されているばかりでなく、神から期待されていることがらの問題だと明確にしている(III.117)。さらには、この世で何を持つかの問題ではなく、神の前において、人として何であるのか、していることが何であるのかの問題だとしている(III.117)。

これらバクスターの理論的根拠を確認する限り、バクスターの倫理体系を利己主義(反射的‘love’)の容認とみなすことも、二分属規範下「男」属、「女」属の肉体的感性的属性を不変的な本性として、神との関係から切り離す余地を与えているとみなすことも、誤認であろう。

6.3.3. 「婚姻」前当事者間の義務

家族倫理では先立つところ、第1章、「選択と契約から見る婚姻」、そのうちの1節は「いかにして肉欲にまみれた‘love’を治療するか」となる。

二属二分規範下の「衝動の抑制」(contenance)は否定されてはいない(III.3)。一コリ7:9通り(7:1の文脈制約条件にも留意せよ)、相対比較において、二属二分規範下での衝動性を是認するのであって、絶対的なものではなくむしろ止揚が本来の要求である(III.3)。この相対的に選択される婚姻と本来の婚姻とは異なっている。

二属二分規範下における欲求の難抗性(‘lust’)や衝迫性(‘rashness’)を婚姻の根拠にしてはならないということがバクスターの立場である(III.1)。神の合意以外には婚姻の根拠はない(III.2)。したがって、婚姻そのものは神の絶対的的命令とは言えないものである。

6.3.4. 隣人に対する‘love’における反射的‘love’の意義

第4部統治国家構成員間倫理では、「利己主義」について、反射的關係に類比される隣人に対する‘love’、神の人に対する‘love’、敵に対する‘love’が論じられる。

反射的關係にある‘love’とは、感性的身体的な自己の欲求を第一とすることであり、神に対する‘love’に欠けることであり、これを人間本性の墮落とする(V.422)。したがって人間にとっての再生とは、自己から神へと‘love’の対象を転換することであるとする(V.422)。したがって、自己否定と神に対する‘love’とが人間の義務となる(V.422)。

また、利己主義、すなわち、自己に対する‘love’がすべての罪の原因であるとする(V.422)。そして統治体内部、統治体相互のすべての不法、分断、争いの原因とする(V.422)。

また生まれながらに人間に伴うものだとし(V.423)、もっとも克服が困難だとする(V.423)。「死んで生まれかわる」ことのみが克服策であるとする(V.423)。

感覚、理性二元論において、感覚は自己に対する‘love’をもたらし、理性が本物であるときに、自己利益ではなく、公共善を相対的な選択において選択が可能になると示す(V.424)(単なる理性の働きだけでは容易には克服できない(I.454-494))。また神に対する‘love’と同等に人間を人間そのものとして、対象とする‘love’こそが、神の恵みにおいて達成されることも示す(V.424)。利己主義を克服するための自己否定の倣いとしてキリストに倣うことが求められる(V.424)。

隣人に対する‘love’の類比の基点とされる反射的關係における自己とは、‘love’の本来の対象である善なるもので、自己の内なる善との関係は、完全なる「善」である神との関係を基点として類比される‘love’とする(V.425-426)。

ストーンの言うごとく、反射的な‘love’、私益追求は人間に生まれながらのものであることをバクスターは認める。しかし、ストーンは歴史像たるピューリタンのごとく、ピューリタンたるバクスターは認容して放任することを勧奨しているところではない。バクスターにとっては、「生まれ変わる」以外に克服することはできないけれども、それであって、

キリスト教信仰の訓えの通り、人間本性 *natura* のままから神の *gratia* によって生まれ変わる止揚、すなわち *fides* の問題であったと言える。

6.3.5. バクスターの ‘sensuality’ 批判の射程

第1部、「個人倫理」は、キリスト教の倫理とも題され、そこでは、家族、教会、国家あるいは隣人に開かれている場に対して、人に見られていない、人に知られていない自身だけが気づかされる場 (*private*) における倫理が展開されている。第4章第6節で、罪の権化 (*master sin*) として、肉感 (*sensuality*)、肉欲に生きるありかた (*flesh-pleasing*)、肉欲にまみれていること (*voluptuousness*) が扱われる。

そこで、キリスト教における「肉」とは身体のことであるとする (I.95)。「肉」は、感覚的欲求と理解されて、欲求として、肯定的にも否定的にも評価されるとし、さらに理性的な力を備えた人間の姿として、感覚的欲求の求めるところに、押し止めることが出来ずに従ってしまう状態を「肉」とみなす場合があるとする (I.95)。

その上で、バクスターは問題を分析して、欲求そのものが倫理的に否定されているのか否か、また、欲求そのものは倫理的に否定的に評価されておらず、欲求の対象が倫理的に否定されているのかを問う。欲求と欲求を意識する自己とを区分し、意志は自己意識の側に配して、欲求としての、渇き、飢えなどの状態は意志には無関係に倫理的評価の外にあるものであるとし、他方、渇きや飢えを自覚して、対象を獲得して飲んだり食べたりする意志が倫理的評価の対象となっているとする考えを提出する (I.96)。飢えや渇きという欲求は変更不可能な人間本性であるとする一方、意志は欲求に従ったり従わなかったりすることが可能なので倫理的評価の対象として禁止の対象になるとする (I.96)。

ここでバクスターはキリスト教的原罪に従って、欲求のあり方が、度を超すというかたちで「罪に陥っている」とし、欲求そのものには罪がないけれども、対象が現前する時には、関わり方が「度を越している」ので、理性的な力、意志を罪に陥らせるとする議論を提出する (I.96)。

理性と意志とが、欲求の対象物以上に高い対象に向かうことが備わっていなければ、対象物が現前して欲求が発動すると、その度を越したあり方に対応できないとする (I.96)。すなわち、理性と意志とが度を越した欲求に従うことが常態化していることが「肉」なる状態だとする (I.97)。

このような立場に立って、バクスターは、身体的感性的欲求を満足させることは倫理的評価に関わらないが、神の次元からは評価に関わるとする (I.99)。そして欲求充足は倫理的埒外でも、対象が何であるかは倫理の問題であるとする (I.99)。この対象の倫理的評価基準も善なる神が基準になるとする (I.99-101)。

以上から直ちに身体的感性的欲求をバクスターは肯定したのか、またそのような本性的欲求には、飢えや渇きばかりでなく、二分属規範下にある欲求や衝動をも組み込むのかは、

確かにいずれも決定的ではない。けれども、それが神の視点から罪となるか否かについては、理性と意志との選択対象として神に先立てている場合は罪とされる理路に開かれていると言える。

この点でもバクスターがストーンの言うごとく、身体的感性的欲求をも肯定する方向にあるとは直ちに十全に肯うことはできない。

7. おわりに

ストーン、ギリスの前提の通り、歴史は単線的、単層的には進まない。一筋縄にはいかず、いわば歪曲を含みながら展開する。資本家化階層は、ピューリタンの‘love’に関する観念体系の一部を歪曲したかもしれない。ストーンもこの歪曲と同じピューリタン像を前提としている点では、少なくとも、ピューリタンの一部を歪曲することに陥っている。

しかし、イングランド、ピューリタンの一部が志向していた‘love’の体系を顧みてみれば、「女」、「男」二属二分規範の社会構成的性格にも、その規範下の欲求の必然性（特に「男」属成員の欲求の「衝動性」と「暴力性」、「女」属成員の欲求抑制における「柔弱性」、これら各々の自存性）を追認するものではなかった。この点、集団的感情変動に関わる先行史家が歴史家として陥っている社会構造的な性格への非反省的欠陥を乗り越える契機が、すなわち、両属共軛的非自存性を剔抉し社会的に再構成する契機が、あったことは以上の分析からその一端が明らかになった。このピューリタンの志向の現代的アクチュアリティは、すなわち—それはまた、本論がその一端を明らかにしたキリスト教聖典が内蔵するアクチュアリティでもあるが—集団的感情の社会構成的性格への批判的まなざしとも言え換えられるものである。このことは、「女」、「男」二属二分規範は社会構成的なものとして乗り越えられることを含意している。

そして、その具体的な将来的展開としては、社会構成員各人が、社会構成過程の契機としての自覚に立つことによって、その規範下の集団的感情の自存性からめとられている状況から主体的に脱することが求められる。この自覚的実践のもとで、「個人主義」、「人間中心主義」の下、人間性を商品化する社会的諸力と一体となった‘love’をめぐる観念体系は、初めて構造的に変革することが可能となる。

西欧近代化において醸成された思考・行動枠組みの延長線上にある思考・行動枠組みを常態化・日常化して、その枠組みに没却して行動することが、21世紀の今日における人間の姿の趨勢であるならば、現代の人間性の根本にかかわる問題の克服には、この思考・行動枠組みそのものを相対化することが、loveの場合においても、また、最終的には‘love’を含む総体に関して、体系的構造的に止揚することが、図られなければならない。

【注】

1. 瀧 (2018)、同 (2019)。
2. Wrigley and Schofield (1981) 208-209.
3. 「明治時代の人口推計によると、1872 (明治 5) 年の日本の総人口は、3,480 万人であった。現在から 100 年前の 1904 (明治 37) 年には、4,613 万人となった。1912 (明治 45) 年に、5,000 万人を超え、1936 (昭和 11) 年には、明治初期の人口の倍となる 6,925 万人となった。」(内閣府 (2004) 4)
4. United Nations (2019).
5. 朝日新聞 (1930) ; 矢野恒太郎記念財団 (1981) .
6. 自己の成長過程における局所的な社会流通語も相対化して図るべきことは、俗語辞典 (例えば、キーン、藤井 (1981)) を通読することで感得し得る。
7. Nye (1999).
8. マルクス、エンゲルス (1845-6) 『ドイツ・イデオロギー』において、分業の始めは性の分業であり (真下ほか訳 (1963) 27 ; 廣松編訳 (1974) 31)、生殖も、生産同様に社会的協働の側面を有する社会的関係であるとされる (真下ほか訳 (1963) 25 ; 廣松編訳 (1974) 31) 24-26) 。
9. エンゲルスは、19 世紀後半の先史時代研究、異文化研究の成果をもとに、「女」「男」二属成員間交渉 (Geschlechtsverkehr) に関する社会規範を分類の基準として、歴史以前からの家族形態を分析する。「文明」以前には、世代間交渉を排除規範とする家族、「血縁家族」(Die Blutsverwandtschaftsfamilie) (43-44)、「親子」、「兄弟姉妹」間交渉を排除規範とする家族、「プナルーア家族」(Die Punaluafamilie) (44-45)、「女」「男」二属各個成員間の交渉以外を一定期間排除する規範の家族、(Die Paarungsfamilie) (51-52)、以上 3 形態が継起的に展開すると推定する。「文明」時代になると、産子関与主体の「男」属成員の確定に基づく当該「男」属成員の支配と、「男」属成員世代間財産継承とを確立する社会制度、「単婦家族」(Die monogame Familie) が登場するとする (固有な機能を有する名詞「夫」、「父」の成立)。特に、産子関与主体を「女」属に限定していた「母権制」社会から、「単婦家族」制度下「家父長制」への移行においては、母権制崩壊という出来事、すなわち、農業社会への移行期における、家畜、奴隷の所有権の帰属に関して、生産手段が産子関与主体として確定される「男」属成員の血統に移転して行ったことを見る (57-61)。しかしながら、エンゲルスの当事者意識分析においては、二属二分規範下の「男」属成員の欲求行動を、社会関係が構成しているという意識をもって分析しているにもかかわらず、自然本性的なものとして捉える傾向が垣間見える。例えば、社会経済的変化に対する「女」属側の成員の当事者意識の分析においては社会的人間性的権利への希求を析出する一方、「男」属成員集团的意識の記述において、二属二分規範下の欲求充足行動を、自然本性とまでは言わないものの、文明以前の「血縁家族」社会構造下の意識の下へ還元している ('die Annehmlichkeiten der tatsächlichen Gruppenbeziehung' (57); 'Lust' (61))。また、階級的に社会的に構成されたものとして「衝動」('Geschlechtstrieb' (72)) を捉えもしているものの、二属二分規範下の感情を事実に自然的に見る傾向は残る (78-79)。特に、資本主義終焉後の社会構想において、婚姻形態の議

論の枠内であるにせよ、規範の諸機能の否定に留まっている (83)。

10. Stone (1977) における関連ページは角括弧 [] に入れて示す。1977 年版の資料分析が浮かび上がらせている歴史的転回の多様性、多層性が、そのまま縮刷版に反映されているとは言えない。本論では、縮刷版の議論の展開を主として扱っている。
11. *TLG* によれば世紀ごとの用例数は、ἀγαπάω, 8BC: 2; 7BC: 5; 6BC: 16; 5BC: 167; 4BC: 161; 3BC: 312; 2BC: 76; 1BC: 152; AD1: 858; AD2: 1234; AD3: 419; AD4: 6308; AD5:1622、ἀγάπη, 8BC: 0; 7BC: 0; 6BC: 2; 5BC: 2; 4BC: 0; 3BC: 23; 2BC: 12; 1BC: 4; AD1: 270; AD2: 750; AD3: 234; AD4: 6925; AD5:1662、ἐράω, 8BC: 39; 7BC: 8; 6BC: 58; 5BC: 671; 4BC: 453; 3BC: 160; 2BC: 37; 1BC: 247; AD1: 657; AD2: 2127; AD3: 253; AD4: 2310; AD5:1005、ἐρώς, 8BC: 4; 7BC: 7; 6BC: 68; 5BC: 526; 4BC: 282; 3BC: 165; 2BC: 80; 1BC: 230; AD1: 606; AD2: 1323; AD3: 331; AD4: 1467; AD5:1608、φιλέω, 8BC: 117; 7BC: 16; 6BC: 101; 5BC: 618; 4BC: 555; 3BC: 110; 2BC: 36; 1BC: 203; AD1: 503; AD2: 1303; AD3: 209; AD4: 2898; AD5:854、φιλία, 8BC: 0; 7BC: 7; 6BC: 47; 5BC: 380; 4BC: 579; 3BC: 216; 2BC: 216; 1BC: 426; AD1: 763; AD2: 1052; AD3: 274; AD4: 1706; AD5:650、στέργω, 8BC: 0; 7BC: 3; 6BC: 15; 5BC: 101; 4BC: 53; 3BC: 20; 2BC: 21; 1BC: 60; AD1: 124; AD2: 112; AD3: 22; AD4: 356; AD5: 123。
12. 二分属規範下の感情や行動傾向を人間本性とは認する記述があることの指摘については、Kittel を見よ (s.v. ἀγαπάω. 2a., b., c., 3.)。しかしだからといって、聖典解釈が通常の文学的解釈の諸方法論と異なる前提を有する限り、二分属規範下の感情や行動傾向を人間本性とは認することが必然的な帰結となるわけではない。

【参考文献】

- 朝日新聞 (1930) 『明治・大正期 日本経済統計総観』2 巻、朝日新聞社
- キーン、ドナルド、藤井章雄 (1981) 『米英俗語辞典』朝日出版社
- マルクス (Marx, Karl)、エンゲルス (Engels, Friedrich) (1845-46) 『ドイツ・イデオロギー』真下信一、藤野渉、竹内良知訳 (1963) 「フォイエエルバッハ」『ドイツ・イデオロギー』(大内兵衛、細川嘉六監訳 (1963) 『マルクス、エンゲルス全集』第 3 巻、大月書店
- 廣松渉編訳 (1974) 『ドイツ・イデオロギー 第 1 巻第 1 編』第 2 分冊邦訳テキスト編、河出書房新社
- 内閣府 (2004) 平成 16 年版『少子化社会白書』
- 瀧章次 (2018) 「神なき自然における人間の頽落—「人間」、「自然」二項関係言明の有効性と歴史性」『城西国際大学紀要』26-7 (2018) 1-22
- (2019) 「ビジネスの起源とその日本的土着化の一断面」『城西国際大学紀要』27-7 (2019) 1-26
- 矢野恒太郎記念財団 (1981) 『数字でみる 日本の百年 日本国政図会 長期統計版』
- Baxter, R. (1673) *A Christian Directory*, London.
- Engels, Friedrich (1884), "Familie" in: "Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats" in: *Karl*

Marx/Friedrich Engels-Werke, Berlin, 1962, Band 21, S. 36-84.

Gillis, J.R. (1985) *For Better, For Worse: British Marriages, 1600 to the Present*, Oxford.

Kittel, G. et al. (1933-1979), *Theologisches Wörterbuch zum Neuen Testament*, 10 Bände, Stuttgart.

The Larger Catechism of the Westminster Assembly with Proofs from the Scriptures, Philadelphia, 1841.

Nye, R.A. (1999), 'On Why History is so Important to an Understanding of Human Sexuality', in id. (ed.) (1999) *Sexuality*, Oxford: 3-15.

Shorter, Edward (1975) *The Making of the Modern Family*, New York.

Stone, Lawrence (1977) *The Family, Sex and Marriage in England 1500-1800*, New York.

---- (1979) *The Family, Sex and Marriage in England 1500-1800*, abridged ed., London: Penguin.

United Nations (2019), Population Division, *World Population Prospects 2019*

(<https://population.un.org/wpp/Download/Standard/Population/>)

Wrigley, E.A. and Schofield, R.S. (1981), *The Population History of England, 1541-1871*, Harvard University Press.

後記：‘nature’や‘business’という英語をめぐる歴史的当事者の思考・行動の集团的枠組を問うという論考が妥当か、方法論的にも内容的にも十分検証することなく、‘love’という英語をめぐる同様の論に踏み出すことは、いかにも拙速との譏りを免れない。さはあれ、所属環境社会学部、2014年－2019年にわたる環境倫理学講義の一端として未成熟乍ら遺すこととした。(2020. 2. 10 記)

The Correlation of a Shift in the Social System to a Collective Modification of the Affection under the Social Code of the Division between the Sections Females and Males: a Facet of the Modification of 'Love' in the 18th Century Industrial Revolution in England

Akitsugu Taki

Abstract

Friedrich Engels and some others have argued for the correlation in general of a historical systematic social change to a collective modification of the affection under the social code of the division between the sections males and females. Under these general researches some scholars have attempted to reconstruct a collective history of individuals' affection by analysing historical documents, and especially in the 18th century Industrial Revolution in England. Puritans in the 17th century truly influenced a social change of individuals' affection under the social code of the division between males and females but the idea that Puritans had paved the way for the economic egoism or self-love and the approval of sensual desires is to be queried by Puritans' interpretation of 'love' in the Bible and their ethics found in their casuistries.

Key words: systematic social change, a history of affection, love